

任命権者の責務

(条例第4条)

- 任命権者は、職員に対する研修の実施、不当要求行為に対し適切な対応ができる体制の整備等、条例の目的を達成するために必要な措置を講じる。
- 管理・監督責任者は法令遵守及び倫理の保持について、所属職員に対して常に適切な指導を行う。

